

◎新潟県告示第45号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和3年1月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

栄町(1)（追加）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と1号を令和元年新潟県告示第717号で指定した栄町(1)急傾斜地崩壊危険区域に沿って結んだ線に囲まれた区域

佐渡市加茂歌代

字畑ケ田

1240番1

1号から3号まで

1240番2

4号

字福浦

1237番17

5号から8号まで